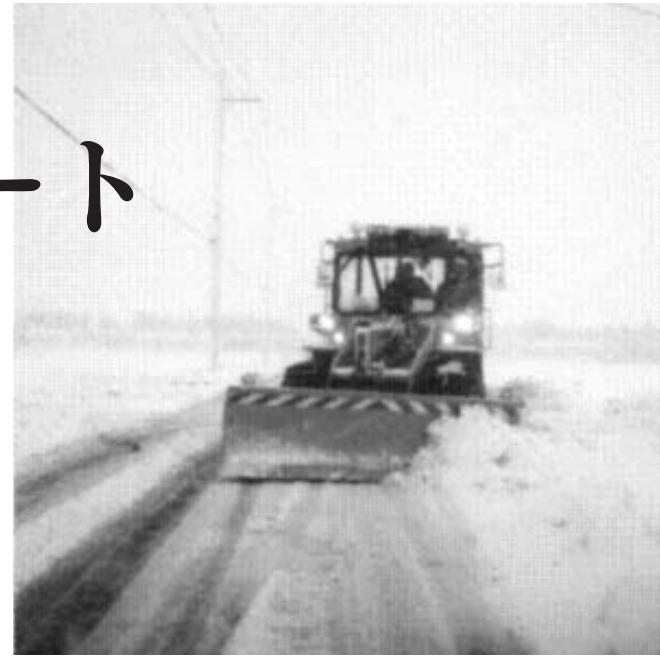


# お知らせ

## 12月1日から 除雪体制スタート

今年も地区ごとに対策本部を設置し、地域特性に応じた除雪を行います。

除雪は、幹線市道が優先となりますので、除雪路線に指定されていない市道や生活道路、歩道、通学路、消火栓付近は地域のみなさんで除雪していただきますよう、ご協力をお願いします。



### 除雪作業にご協力ください

#### ①路上駐車をしないで！

除雪車が通れないことがあります。

#### ②スノーポールをさわらないで！

道幅や危険箇所の目的として赤く塗った竹や紅白のポールを道路脇に設置していますので、さわらないでください。

#### ③溝ふたを開けたままにしないで！

側溝に排雪した後、溝ふたが開けたままになっていることがあります。事故の原因になりますので、きちんと閉めてください。

### 積雪10cmで除雪 みなさんもご協力をお願いします

#### お問合せ先

降雪時（除雪対策本部）：長浜地区（☎65988）、浅井地区（☎43020）、びわ地区（☎75255）

平常時：長浜地区（☎6531・道路河川課）、浅井地区（☎4355・地域振興課）

びわ地区（☎75255・地域振興課）

問

税務課資産税グループ  
（☎65233）

なお、平成22年1月以降に、  
平成21年中に取り壊した家屋の  
届出を提出される場合には、取  
り壊し業者の取壊証明書が必  
要です。

※登記済みの家屋や、既に市税  
務課へ届出された家屋につい  
ては不要

・10m以内の家屋を新增築した場  
合（フレハブ車庫などを含む）  
・住宅から店舗（非住宅）など  
へ、または店舗などから住宅  
へ家屋の用途を変更した場合  
・売買・相続などにより、未登記  
家屋の所有権を移転した場合

家屋を取り壊したり、使  
い方を変えたりした場合  
はお知らせください

毎年1月1日にお持ちの土

地・家屋には固定資産税や都市  
計画税（市街化区域内）が課税され  
ます。

次の場合には、平成22年度の課  
税額が変わることがありますの  
で、市税務課へご連絡ください。  
・家屋（全部・一部）を取り壊した  
場合

提出がない場合、各種控除が  
受けられず、所得税が多く徴収  
されることになりますのでもう  
一度確認してください。

問 彦根社会保険事務所

年金給付課  
（☎0749231116）

市ホームページに12月中旬に掲  
載します。（ダウンロード可）  
詳しい内容や申請用紙等は、  
建設工事と委託業務を重複し  
て登録することはできませんが、  
登録した希望業種等を変更され  
る方が対象

登録できます。  
建設工事・委託業務は登録を  
希望されるすべての方が対象。  
それと物品調達は重複して  
登録できます。

登録区分で受付期間を設定  
※①は物品調達②は建設工事。  
※①は建設工事、②は委託業務を表します。

②平成22年2月1日（月）、2日（火）  
（1月29日（金）のうち指定日  
平成22年1月21日（木））  
※新規に登録または平成21  
年度に現長浜市で登録した希望  
業種等を変更される方が対象  
※登録を希望されるすべての方  
が対象

## 平成22年度入札参加資格審査申請の受付

# お知らせ



## 市町合併に伴い 市役所内の配置が一部変わります

1月1日の新長浜市の発足に伴い、市役所内の配置が変わりますのでお知らせします。主な執務室の移転先は次のとおりです。※以外は電話番号の変更はありません。

#### 【12月21日から】

部 署	移 転 前	移 転 後
道 路 河 川 課	本館2階	東別館4階
都 市 計 画 課	本館2階	東別館5階
建 築 課	本館2階	東別館5階
農 林 水 産 課	本館2階	東別館5階
農 業 委 員 会	本館2階	東別館5階
健 康 推 進 課	東別館1階	東別館6階
生 涯 学 習・文 化 ス ポ ツ 課	東別館4階	本館2階

#### 【12月28日から】

部 署	移 転 前	移 転 後
環 境 保 全 課	本館1階	本館2階
契 約 檢 查 課	本館3階	本館2階
滞 納 整 理 課	別館1階	本館2階
人 権 施 策 推 進 課	別館1階	本館2階
財 务 課 財 産 管 理 グ ル プ	本館3階	本館2階
財 务 課 新 建 設 準 備 室	本館3階	本館2階

#### 【1月4日から】

部 署	移 転 前	移 転 後
税 务 課	本館1階	別館1階
保 険 医 療 課	別館1階	本館1階

#### 【受付期間（市内の方の場合）】

① 物品調達  
平成22年1月21日（木）  
1月29日（金）のうち指定日  
平成22年1月21日（木）

※新規に登録または平成21  
年度に現長浜市で登録した希望  
業種等を変更される方が対象  
※登録を希望されるすべての方  
が対象

問

契約検査課  
（☎65507）

② 建設工事・委託業務  
平成22年2月1日（月）～  
2月15日（月）のうち指定日  
付します。  
※次日の日程は高月町役場のみ受  
付します。  
① 平成22年1月21日（木）、22日（金）  
※登録を希望されるすべての方  
が対象

② 建設工事・委託業務  
平成22年2月1日（月）～  
2月15日（月）のうち指定日  
付します。  
※登録を希望されるすべての方  
が対象

※新規に登録または平成21  
年度に現長浜市で登録した希望  
業種等を変更される方が対象  
※登録を希望されるすべての方  
が対象

問

契約検査課  
（☎65507）

③ 建設工事と委託業務を重複し  
て登録することはできませんが、  
登録した希望業種等を変更され  
る方が対象

③ 建設工事と委託業務を重複し  
て登録することはできませんが、  
登録した希望業種等を変更され  
る方が対象

※①は物品調達②は建設工事。  
※①は建設工事、②は委託業務を表します。